5 議会基本条例の検証について(資料3,4)

【町田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 議会基本条例の検証を行う場について、さきの5月25日、6月17日の各派代表者会において協議され、本委員会で検証を行う旨が決定されたことは、既に会派の代表者から伝達されていることと思う。

同条例の検証について、第22条では「条例の検証」として、この条例が制定の目的に沿ったものになっているかどうかを議員の任期中に検証し、必要な措置を講じることを明記していることから、同条例の検証について、協議をお願いするものである。

【町田委員長】 内容は、事務局から説明させたとおりである。

この間の議会運営を踏まえ、議会基本条例の検証を行うので、資料3の書式により、各会派による同 条例の検証を提出してもらいたい。

前期の検証では条ごとにA、B、C、Dと評価したが、時間もかかり、判断基準が条ごとに違う等、難しいことが様々あったようである。そのため、今回は総論としての検証を各会派から提出してもらい、それを取りまとめて皆さんの意見を包含した形で案を示す。それについて委員各位に判断してもらう形にしていきたい。なので、検証項目に入りきる範囲程度のあまり長大ではないレポート形式で出してもらいたい。

なお、条文の追加、修正を提案したいと考える会派は、資料4の書式を使い、追加、修正の条文案と 理由を提出してほしい。例えば、何条のこの部分をこのように変えたい、何条何項にこのような文章を 加えたいということがある場合は、理由と併せて書いてもらいたい。

今後の流れについて、事務局に説明させる。

【議事係長】 資料3の書式については、記載のとおり7月15日(金)の17時までに、事務局へ提出するようお願いする。

資料4の書式については、記載がある場合のみ提出をお願いする。次回の本委員会の開催日は、資料2の会期日程に記載のとおり、8月23日(火)10時からとなる。同日から提出された検証を基に、協議をしていただくこととなる。

【町田委員長】 事務局から説明させた内容について、何かあるか。

【赤嶺委員】 資料3の検証について、具体的にどのように記載すればよいか。

【町田委員長】 前回は、例えば何条何項について、このような理由で達成された、もしくは不十分ではないかという話合いを積み重ねていった。今回はそのようなことを全体について書いてもらいたい。例えば、全体としてはこの4年間様々なことがあった中で、おおむね目的を達成されたのではないかというような書き方でも構わない。また、個別具体的に何条何々が未達成だからこうしなければいけないという意見があれば、それも書いてもらいたい。両方の書き方を併せても構わないので、レポートのような形で出してほしい。細かい書式は決めていない。委員長に提出してもらい、まとめていきたい。

【赤嶺委員】 各会派において現行の議会基本条例を確認した上で、この部分は達成している、この部分は不十分ではないかと、総括することでよろしいか。

【町田委員長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 資料3は紙で配付されているが、データでもらえないか。

【議事係長】 後ほどデータをメール等で送付する。

【河端委員】 事務局への提出日だが、7月15日というのは少しタイトである。延ばしてもらうことは可能か。

【中村議長】 8月23日の本委員会には、議長、委員長で、ある程度精査したものを皆様方に示したいと思い15日に設定した。皆さんから希望があれば、少し延ばすことは可能である。この期限を提案した一つの理由として、今から議会基本条例の検証を始めるのではないということがある。この4年間の様々な議員活動や議会活動で、同条例を意識しながら活動していたという前提で話をしている。同条例は、私たちの根本の条例であり、条例を踏まえて議員活動をしてきたことをまとめる認識でこの期限を設定した。皆さんが延ばしたいのであれば検討する。

【河端委員】 議長の配慮に感謝する。1週間ほど延ばしてもらえるとありがたいが、他の委員の意見 も伺いたい。

【井上委員】 議長、委員長がタイトになる。議長、委員長に頑張ってもらえるなら構わない。

【石田委員】 1週間延ばすことで大丈夫である。

【町田委員長】 それでは、河端委員の提案で合意ということで、7月15日(金) 17時までの締切りを7月22日(金) 17時までとしたいがどうか。

【堀口委員】 金曜日の17時の設定には何か理由があるのか。金曜日の17時以降、職員が何かするのか。もし各会派の取りまとめをするのであれば、事務局が残業となってしまうため疑問である。

【町田委員長】 あくまでも締切りの扱いであり、17時に出してほしいと言っているのではないことを理解いただきたい。ただ、17時に提出された会派があっても、そのデータを事務局で加工することは基本的にない。議長、副議長、委員長、副委員長のところに機械的に送付した後は、我々が集約していく作業になる。井上委員の発言のようにそこから忙しいのは私たちだけである。

それでは、7月22日(金)17時までに事務局に提出するということで、よいか。

全員了承

【町田委員長】 それでは、そのように決定する。記載内容、記載方法について分からないことがあれば問い合わせてもらいたい。